

奈義町教育大綱

令和3年2月22日

目 次

第1 大綱の位置付け

第2 計画期間

第3 教育をめぐる社会情勢の変化

- 1 人口減少社会・人生100年時代の到来
- 2 Society5.0の到来
- 3 グローバル化の進展
- 4 子どもたちを取り巻く状況の変化

第4 基本目標

第5 本町の教育の現状と課題

- 1 学力及び学習環境等について
- 2 家庭・地域の教育力について
- 3 情報モラル・いじめ問題等について
- 4 体力の向上等について
- 5 生涯学習等について

第6 基本方針

1 魅力ある学校づくりの推進

- (1) 自己肯定感、自己有用感、共感的な人間関係を高め子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備
- (2) 不登校問題を生まない学校づくりの推進
- (3) 魅力ある人材の確保と教師の教える技術の向上
- (4) 就学前教育の質の向上
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 子どもたちの安全の確保
- (7) 高等学校・大学等との連携

2 学びのチャレンジ精神の育成

- (1) 夢や目標を育む教育やキャリア教育、職業教育の推進
- (2) 子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり
- (3) 国際的に活躍できる人材の育成
- (4) Society5.0に向けた人材の育成

3 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着
- (2) 地域住民の参画による学校教育支援、家庭教育支援等の取組と推進

4 規範意識と思いやりの心、自己肯定感*の向上、健やかな体の育成

- (1) 道徳教育の充実による規範意識の確立
- (2) いじめや暴力行為等への対策の推進
- (3) スマホ・ネット等青少年を取り巻く問題への対応
- (4) 郷土愛の醸成
- (5) より良い社会づくりに参画する人材の育成
- (6) 子どもたちの体力の向上と健康の保持促進
- (7) 人権教育の推進

5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 文化創造活動の振興と文化財の保存活動
- (3) 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

第7 計画の実現に向けて

- 1 教育施設の充実
- 2 町民、ボランティア・NPO、企業等との協働
- 3 関係部局、関係機関等との連携・協力

第1 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき、現下の社会情勢を十分に踏まえ、本町において求められる人材像を明確にした上で、奈義町政の最上位計画である「奈義町まちづくり総合計画」を基本として、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、また本町のこれまでの教育の成果や課題及び社会情勢の変化を踏まえて、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を定めるものです。

第2 計画期間

本教育大綱は令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

第3 教育をめぐる社会情勢の変化

1 人口減少社会・人生100年時代の到来

本町の国勢調査人口は、昭和30年2月の合併当時は8,925人で、その後、8,000人前後で推移した時期もありましたが、昭和末期から平成にかけて減少傾向となり、この60年間で減少率33.8%、3,023人が減少し、平成27年度の国勢調査人口は5,906人となっています。

日本の総人口も2008年(平成20年)頃から減少する状況にありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町は2030年には5,000人を割り、2045年には4,000人を切るとの推計がなされています。人口の減少は、町全体の活力や地域経済の低下、集落機能の維持存続にも関係する大変深刻な問題であると考えています。こうした人口減少を克服するためには、新たな仕事の創出や生活環境の整備はもとより魅力ある教育環境を整備しなければなりません。

その上で都市部に住む若い世代が子育てをするために本町に移住したいと思えるような特色ある教育の実践を目指すと共に、奈義町を愛し奈義町創生を担う人材の育成が急務となっています。また、町の大きな目標である、「町民が暮らしやすく、永続できるまちづくり」を進めるためには、人口維持を図る必要があります。

一方、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されており、新卒で会社に入り、その会社1社で勤め上げて、定年で一斉に退職して老後の生活を送るといった単線型の人生ではなく、生涯にわたって複数の仕事を持ったり、ボランティア等により地域や社会の課題解決のために活動を送るなど、複線のかつ多様な人生を送るようになると考えられます。人生100年時代をより豊かに生きることができるよう、多様な学習機会や情報の提供など生涯を通じた学びを推進する環境整備が求められています。

2 Society5.0^{*1}の到来

近年、ICT^{*2}などの分野における技術革新は目覚ましく、令和12年頃には、AI^{*3}・IoT^{*4}・ビッグデータ^{*5}等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わるSociety 5.0の到来が予想されています。また、技術革新の進展により、今後10～20年後には、日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボットなどに代替できるようになる可能性や、これま

でなかった新たな仕事が生まれることによる、雇用形態や労働市場の変容が予想されます。

また、技術革新に伴い、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育^{※6}の推進や、教育におけるAI・IoT・ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用した取組であるEdTech^{※7}の活用など、教育方法の変化をもたらす可能性も示されています。

※1 Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。

※2 ICT（Information and Communication Technology）：情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT」に代わる言葉として使われている。海外では、ITよりICTのほうが一般的である。

※3 AI（artificial intelligence）：言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

※4 IoT（Internet of Things）：建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

※5 ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデータを指す。

※6 STEAM（スティアム）教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、アート（Art）、数学（Mathematics）の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学び。

※7 Edtech（エドテック）：《education（教育）+technology（科学技術）からの造語》インターネットなどオンラインシステムを活用した教育サービスのこと。

3 グローバル化[※]の進展

グローバル化の加速により、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、環境問題や感染症、エネルギー資源問題など、地球規模の課題が増大する中、平成27年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととされ、SDGsの達成に向けた取組の推進が求められています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各国経済が停滞する中で自由貿易体制の基盤が揺らぎ、保護主義が拡大することが懸念されています。今後、世界経済が回復し、国際協調・連帯の重要性が認識されることにより、欧米のみならず、急速な経済成長を遂げたいわゆる新興国が国際社会における存在感を増すとともに、人材の流動化や・獲得競争などグローバル競争が激化し、雇用形態や労働市場の変容が予想されます。

こうした社会においては、言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々ともコミュニケーションを図りながら、柔軟に対応できる人材の育成とともに、グローバルな視点をもって、豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が重要です。

※グローバル化：「グローバル化」とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開

放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象

4 子どもたちを取り巻く状況の変化

人口減少社会や Society5.0 の到来、グローバル化の進展など、今後、将来の予測が困難な時代の到来に向け、「社会に開かれた教育課程」という理念のもと「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」といった視点を踏まえた新学習指導要領が小・中・高等学校で順次実施されています。

一方、地域におけるつながりの希薄化、家庭の教育力の低下、児童生徒のスマホ等の利用時間の増加、自然や文化芸術等の体験活動の機会の減少、特別な支援を必要とする児童生徒の増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校生活の変化など、子どもたちを取り巻く状況が大きく変化し、様々な価値観による多様な教育的ニーズが顕在化しています。これまでも、学力の向上や問題行動等への対応などの取組を推進し、一定の成果が現れてきているものの、依然として課題であり、学校の担う役割が年々拡大することで、教職員の長時間にわたる時間外業務が常態化しています。

こうしたことから、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長に向けた教職員の働き方改革と互いに高めあう組織づくりの推進とともに、社会のニーズに対応した各種教育の推進が強く求められています。

第4 基本目標

教育をめぐる社会情勢が変化する中で、自立した一人の人間としてたくましく生きる能力、自他共に尊重し主体的に社会とかかわる能力を身につけ、そして郷土を大切に思い、世界に視野を広げ、よりよい社会づくりに参画する心を持つ人材が求められています。このため、本町では幼稚園、小・中学校の連携とキャリア教育を推進し、人間関係形成能力、情報活用能力、意思決定能力及び将来設計能力等の非認知能力を育成し「夢に向かって、自ら学びともに高め合う『なぎっ子』の育成」を目標とします。併せて、奈義町だからこその地域力と、安心して住み続けられる環境を土台に、町民一人ひとりが自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会や場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目標とします。

第5 本町の教育の現状と課題

1 学力及び学習環境等について

「全国及び岡山県学力・学習状況調査」の結果から、基礎・基本の定着や活用力の習得が十分でなく、授業時間に意欲的に学習に取り組むことが難しい児童生徒も多いという現状があります。また、インターネットやゲーム等の急速な普及と利用も相まって、家庭での学習時間が十分確保されないという課題もあります。

このことから、「キャリア教育」を根幹として、自分の将来の夢を実現させるために、「15歳の春」やその次の将来に向けて「どのように学ぶのか」「何ができるようになるのか」を児童生徒自身に考えさせ、自分の「キャリアプラン（人生設計）」を作成・見直し、自ら学習に向かう目的や意識、その実現のための学習習慣を身につけさせ、自ら学ぶ児童の育成をめざす必要があります。また、多様な考えや価値観を話し合いの中から生み出し、他者理解を促す取組を「学び合い学習」や「コミュニケーション教育」を推

進めることで充実させる必要があります。

その前提として、教員の指導力の向上や授業改善のさらなる推進、GIGA スクール構想※に対応する学習環境の整備や活用のための研修等を、幼稚園、小・中学校が一貫して進めていく必要があります。

また、長期欠席・不登校児童生徒への対応が課題となっています。本人の「不安」や「無気力」、友人との関係、家庭に係る状況など、その要因は様々になっており、対象児童生徒への適切な対応が求められています。長期欠席・不登校の児童生徒への支援は、一人一人の状況に応じて行うことが基本ですが、子どもの状態を細かに把握し、経過の推移をしっかりと追うなど、家庭・専門機関等と連携を図りながら、支援の継続性を確保することも重要です。

※GIGA スクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想

2 家庭・地域の教育力について

「子育て応援宣言のまち奈義」の取組によって他市町村からの移住も多くなっていますが、保護者の価値観も多様化してきています。また、共働き世帯が増加するとともに、家庭の核家族化も進み、祖父母が教育に関わる機会が減り、家庭の教育力の低下は否めない状況にあります。さらに、これまで大切にされ、有効に機能していた地域の教育力も生かされ難い状況も見られ始めました。

このために、学校運営協議会※や地域学校協働本部が中心となったコミュニティースクールの取組によって「地域の学校」として地域住民が学校運営に参画し、学校運営を円滑に行うことに協力することが重要となっています。そうすることで、家庭教育のあり方についても家庭に投げかけられ、「親育ち応援学習プログラム」等を活用した学習機会や情報の提供もできると考えています。

また、本町では、学校教育だけでなく、社会教育として、放課後や休日の子育て支援についても体制は整備されており、その運営の充実に向けてさらに改善されていくことが重要です。このことから、学校・家庭・地域・行政の四者が協働し、地域ぐるみで児童・生徒を育てる体制のさらなる整備と運営の充実を進める必要があります。

※学校運営協議会：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

3 情報モラル・いじめ問題等について

インターネット環境の普及とともに、携帯電話・スマートフォンの所有率が年々高くなっており、SNSの活用も急速に進んでいます。スマートフォンだけでなく携帯型ゲーム機等からもインターネット接続できることから、児童・生徒にもインターネットの活用が急速に広まっています。そのため、ネット上での様々なトラブルやいじめ、ネット依存症の課題、さらにはSNSを通じて犯罪に巻き込まれる事件の報道もあります。

今後、学校では、ICTを活用した教育を推進する中で、情報モラルについての教育を並行して進めるとともに、家庭・PTAでも活用等のルールづくりの取組を一層推進する必要があります。

4 体力の向上等について

小中学校において、体力向上のための取組が推進されていますが、家庭の生活スタイルの多様化やインターネット活用の広まり等により、運動する機会が減少し、運動習慣の定着に困難さと体力の低下の問題が生じています。このことから、各校では、児童・生徒の体力の向上をめざした取組を意図的に行っていますが、さらに継続的な取組と検証・改善の必要があります。また、体力に関する課題を家庭とも共有し、運動量の不足について保護者への協力を呼びかける必要があります。特に登下校時には、特別な場合を除いて車での送迎は遠慮していただくなど、運動時間と望ましい生活習慣の確保を図る必要があります。

また、子どもたちの食習慣の乱れのほか、肥満やアレルギー等の子どもの健康に係る課題も多様化・深刻化しています。特に、小学校では、肥満傾向の児童が岡山県の平均値の約2倍という現状（令和元年度調査）があり、今後は、家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の定着をするとともに、健康教育や食育をさらに推進する必要があります。

5 生涯学習等について

生涯学習の分野では、指導者養成や各種研修講座の開催により、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、さまざまな知識等を身に付ける機会が提供されています。しかし、施設は充実しているものの近年では、高齢化が進むなど、研修講座で育った人材が地域で学習成果を生かした社会貢献は十分とはいえない状況です。

また、文化・スポーツの振興については、町民が生きがいを持って活動し、さらに豊かで潤いある暮らしや活力ある地域創造につながるよう、地域の文化施設やスポーツクラブ、また学校との連携を深めるとともに、各団体や施設間の連携を促進するなど、時代やニーズに合わせた環境整備に取り組む必要があります。このために、幼稚園、小・中学校が一貫（連携）した取り組みを町全体ですすめます。

第6 基本方針

本町の教育の現状と課題に鑑み、基本目標の実現に向けて5つの基本方針を定めます。

1 魅力ある学校づくりの推進

子どもたちの学習環境の整備及び教員の資質・指導力の向上等により、知・徳・体の推進とともに学習意欲を高め、基礎学力の定着・コミュニケーション能力や活用力の獲得等のさらなる向上を目指し、子どもたちの安全・安心の確保も含めた魅力ある学校づくりを推進します。

(1) 自己肯定感^{※1}、自己有用感、共感的な人間関係を高め子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

『わかる・できる・役に立つ』授業づくりと学習の基盤となる授業規律の確保、支持的学習風土^{※2}の育った学級集団意識を高める取組の推進、生徒指導対応等のための教員や支援員などの効果的な配置・活用等を図ります。望ましい集団活動を通して、自主的、実践的な態度を育成し、自己を生かす能力も養います。これらにより、子どもたちが落ち着いて意欲的に学習できる環境の整備、魅力ある学校づくりを推進します。

※1 自己肯定感：自己肯定感とは、自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情な

どを意味する言葉。(出典 実用日本語表現辞典)

※2 支持的学習風土：失敗や間違いが気持ちよく受け入れられ、学び合いのある環境。

(2) 不登校問題を生まない学校づくりの推進

不登校の未然防止と早期対応に向けて、登校支援員や別室指導員の配置、教職員の教育相談能力の向上、校内組織体制の確立、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用及び津山市との定住自立圏構想に基づく協定による鶴山塾の利用や、民間の放課後等デイサービス等との連携、なぎチャイルドホームに新設した「第三の居場所」の活用など関係機関や、幼稚園との連携を促進し、新たな不登校を生まない取組を強化します。

(3) 魅力ある人材の確保と教師の教える技術の向上

教職員には、学校や子どもたちが抱えるさまざまな教育課題に適切に対処できる資質や能力が求められることから、子どもたちへの教育的愛情及び実践的指導力やコミュニケーション能力を育てるための人材育成の充実に努めます。子どもたち一人ひとりの状況を的確に把握し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導や、探究的な学びを充実します。また、学力向上等に向けた学校の組織的な対応力の取組向上を図るとともに、コミュニケーション教育や GIGA スクール構想に対応した指導力向上のための研修を推進すること等により、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教職員を養成します。

教職員の長時間勤務の改善のため学校現場の働き方改革を推進し、生み出した時間で多様な経験を積むことで、教育の効果を高めるとともに、職場における教職員の安全の確保及び健康の保持増進、働きやすい職場環境づくり等の取組の充実に努めます。

(4) 就学前教育の質の向上

令和 6 年度に予定しているこども園の開園により、生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質の一層の向上を図るとともに、小1 プロブレムの解消に向け、小学校教育への円滑な接続ができるよう、幼稚園（こども園）と小学校との連携を推進します。

また、0 歳から 5 歳児までの連続性のある保育と幼児教育を推進し、子どもたちの成長に応じて指導を積み上げる環境を実現するためにこども園を開設し、就学前教育の選択の幅を広げ、保護者が安心して任せられるよう乳幼児保育や就学前教育の充実に努めます。

(5) 特別支援教育の推進

幼稚園、小・中学校等においては、子どもたちの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICT の効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。

さらに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{※1}構築の理念に基づきながら、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮^{※2}の提供や特別支援教室等の多様な学びの場の充実に努め、就学前から卒業後までの長期的視点に立った支援の充実に努めます。

※1 インクルーシブ教育システム：障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みのこと。それぞれの子ども

が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けることが最も本質的な視点である。

※2 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

(6) 子どもたちの安全の確保

子どもたちが災害に適切に対応できる実践的な態度や能力を養うため、減災・防災教育や避難訓練の充実を図るとともに、学校内外で子どもたちが安全安心に過ごすことができる環境の整備に向け、不審者情報等の積極的な提供や、防犯設備・機器の普及促進や自主防犯活動を支援し、地域のボランティアや関係機関等との連携による地域ぐるみの取組を推進します。

また、奈義中学校校舎は昭和 41 年度から 43 年度にかけて建設したもので、50 年近く経年していることから、敷地内での建て替えを決定し、令和 5 年度の供用開始を目指して整備を推進します。

(7) 高等学校・大学等との連携

専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPO など民間団体等と連携を図り、地域学や先輩からの学びを通じて学校や地域における子どもたちの学習活動の充実に努めます。

2 学びのチャレンジ精神の育成

子どもたちの学力が伸びる仕組みづくりをとおして、基礎・基本の確実な定着と自ら意欲的に繰り返し挑戦しようとする「学びのチャレンジ精神」を育成するとともに、互いに切磋琢磨できる環境の中でたくましさを育み、さまざまな分野で活躍できる人材を育成します。

(1) 夢や目標を育む教育やキャリア教育、職業教育の推進

子どもたちの学びを進めるにあたり、学びに積極的・主体的に取り組んでいけるよう、子どもたちの夢を育み、それに挑戦していく経験を通して、意欲や自信などの「自分を高める力」を育てる「夢育」を、学校教育や社会教育、家庭教育など様々な学びの機会を通じて推進します。

また、子どもたちが、社会の中で自分の役割を果たしつつ自分らしい生き方を実現できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校・家庭・地域・企業等が連携したキャリア教育を推進します。

(2) 子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり

小学校や中学校において、家庭学習指導の充実や、支援員の配置等による放課後等の補充学習支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う ICT の利活用の加速化や、子どもたちが学びに挑戦できる場の創出により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちが様々な体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを進めます。こうした取組により、基礎学力や学習習慣の定着、子どもたちの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起を図ります。

その仕組みづくりとして、算数大好き・数学寺子屋、グローバルキッズ（英語学習を中心とした国際理解）等、放課後の補充学習をサポートするとともに、ICT の利活用など新たな手法も取り入れます。また、なぎの子じゅく等社会教育の面からも、自然体験学習や社会体験学習の場を充実させ様々な場面を設定するなど、子どもたちが学びに挑戦できる場を創出し、子どもの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を喚起します。さらに、GIGA スクール構想によって整備した一人一台のタブレット型 PC の活用

による習熟度に応じた授業や、授業時間外の学習機会の充実を図るとともに、教科横断的な視点に立った学校全体の取組の徹底により、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力の育成、さらに、自己の選択に責任を持って物事や生き方を決定する決断力の育成、学びに向かう姿勢を有する人材を育成します。

(3) 国際的に活躍できる人材の育成

グローバル人材の育成の基盤となる語学力、コミュニケーション能力、優れた国際感覚、国際理解の精神を備えた人材の育成を目指し、子どもたちが英語等の外国語に触れる機会の増加、ICT を活用したオンラインによる国際交流の促進及び英語（外国語）教育の充実を図ると共に国際交流の核となる人材育成を図ります。

併せて、故郷を愛し我が町の自然、歴史、伝統、文化（歌舞伎・和太鼓・書道など）、人物等、地域の特性を理解し、その継承・伝達に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

(4) Society5.0 に向けた人材の育成

AI やデータを理解し、使いこなす力を身に付けるとともに、AI にはない人間の強みを生かして、他者と協働しながら新しい価値を創造する人材の育成に向け、STEAM教育やデータサイエンス※、プログラミング教育、課題解決的な学習の充実を図るなど、子どもたちの優れた能力、才能、個性を伸ばす教育を推進します。

※データサイエンス：データの分析についての学問分野。統計学、数学、計算機科学などと関連し、主に大量のデータから、何らかの意味のある情報、法則、関連性などを導き出すこと、またはその処理の手法に関する研究を行う。

3 家庭・地域の教育力の向上

都市化、核家族化及び地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。子どもたちの豊かな人間性の形成に向け、様々な子育て支援体制を充実させ家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、社会全体の問題として学校・家庭・地域が一体となり、積極的に家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(1) 家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着

家庭教育の価値観の多様化、スマホ・インターネット等の利用による生活習慣の変化や、虐待等、子どもたちの生活環境において配慮すべき課題は多様化しています。これらの課題に家庭・地域で対応するために、各種研修会や講演会等、保護者に対して家庭教育に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問や電話、Web での面談等による相談体制の強化に努め、すべての教育の出発点である家庭の教育力を高めることで、子どもたちの規則正しい生活習慣と学習習慣の定着を図ります。

(2) 地域住民の参画による学校教育支援、家庭教育支援等の取組と推進

学校運営協議会が中心となり、地域住民の参画による学校教育支援、放課後等の活動支援、家庭教育支援を効果的に推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域が一体となりの教育力の向上を図ります。

このため、学校と地域との連絡調整を行うコーディネーターや地域で子育てを支援する人材の発掘・育

成に努めます。また、放課後預かり支援の充実に努めます。

4 規範意識と思いやりの心、自己肯定感*の向上、健やかな体の育成

いじめや暴力行為等への対応を適切に進めるとともに、道徳教育の充実、文化・芸術やスポーツ等の体験活動、ボランティア等の社会貢献活動を通じて、規範意識と自己肯定感、思いやりの心を持った子どもたちを育成します。さらに、生まれ育った郷土への愛着と誇り及び社会を生き抜く力を育みます。

また、健やかな体の育成については、子どもたちの世代ごとの課題を明らかにし、具体的な取組を展開する中で、子どもの心身の健康の増進を図ります。

(1) 道徳教育の充実による規範意識の確立

子どもたちの規範意識やコミュニケーション能力を高め、人間関係・社会関係・構築力・形成力、自己肯定感・自己有用感、豊かな情操等を育むため、学校教育全体を通じて、さまざまな体験活動等を交えながら道徳教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。さらに、道徳の教科化に対応し、全教育課程において指導方法や指導体制等に関する実践的な研究をとおして道徳の授業改善を進め、その成果の普及に努めます。

(2) いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為は「どの子どもにも、どの学校にもおいても起こりえる」ものであることを十分認識したうえで、いじめや暴力行為等の問題行動への対策として、まず、各校園で保育や授業を充実させ、子どもたちの気持ちに添った指導を進め、落ち着いて学ぶ事のできる園生活・学校生活を保障します。そして、子どもたちの自主的・自発的な活動を充実させ、新たな問題行動を生まない魅力ある学校づくりを推進します。また、問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取組を徹底できるよう、校長のリーダーシップの下にそれぞれの教職員の役割分担や責任の明文化を図るとともに核となって活動できる教員を育成し、学校における組織的対応を充実させます。さらに、子どもの家庭環境等を踏まえ、就学前からの早期対応を行います。

その他、問題行動や非行に対しては関係機関と連携して適切に対処するほか、学校が警察と協同で実施する非行防止教室を中心とした「心（社会道徳や規範）と命（生命の大切さ）の教育活動」などを通じて、規範意識の向上に努めます。また、警察本部に設置した学校警察連絡室を核として、警察と学校が連携した少年非行情勢の改善を図ります。

(3) スマホ・ネット等青少年を取り巻く問題への対応

近年携帯電話やスマートフォン、パソコン等の普及により、子どもたちがインターネットを利用する機会が増加しています。その一方で「ネット上のいじめ」やインターネットの違法有害情報等により犯罪に巻き込まれる危険性が問題になっています。青少年を良好な生活環境の下で育むため、スマホ・ネット問題対策の推進を実施するとともに、地域住民や関係機関が一体となった運動を展開し、青少年の健全育成や非行防止を図ります。特に、スマホ・ネット問題について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も背景としながら、ネット上での誹謗中傷やいじめの発生などモラルの低下が指摘されており、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルール作りやフィルタリング機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。

また、GIGA スクール構想で導入された一人一台の端末の家庭への持ち帰りや、個人のスマートフォン

の学校への持ち込みなどの、端末の移動に関しては運用ルールを設けて、有効活用できるよう検討します。

(4) 郷土愛の醸成

自然、歴史・伝統、文化、人物等、地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行うとともに、文化・スポーツ等の体験活動をとおして、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより郷土愛の醸成を図り、郷土奈義の活力を生み出す人材の育成につなげます。また、教職員への研修の実施や、地域人材の活用、学校支援ボランティアの活動支援等も行い、地域全体となって郷土愛の醸成に取り組めます。

(5) より良い社会づくりに参画する人材の育成

学校におけるボランティア教育の推進や社会の多様な課題にも無関心とならないように、子どもたちの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち人に感謝される体験をとおして社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

(6) 子どもたちの体力の向上と健康の保持促進

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成するため、各校園で発達段階を踏まえた課題を明らかにし、体育の充実を図るとともに、保健体育や「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な食育の推進をとおして子どもたちが望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたりたくましく生きるための健康・体力づくりを推進します。

また、新型コロナウイルスなどの感染防止対策に留意しながら、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツや武道を通じて、規範意識や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。子どもたちが健康な生活を送るために必要な力を身に付けることができるよう、がん教育、薬物乱用防止教育など健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが望ましい生活習慣を身につけ、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進めます。

(7) 人権教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育むことにより今日の社会的な問題となっている「いじめ」「児童虐待」等の事件を厳しく受け止め、人格形成を目的とした学習や研修に取り組めます。

また、児童虐待やLGBT*に対する偏見・差別などの課題のほか、新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害が社会問題になったことなども踏まえ、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進め、人権教育の充実を図ります。

※LGBT：「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

豊かで潤いのある暮らしや活力のある地域の創造につながるよう、生涯学習環境の整備や、町民が生きがいを持って活動する機会の拡大、文化・スポーツ活動の振興を行います。

(1) 生涯学習活動の推進

町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会や情報の提供等の充実を図ります。

また、人と人とのつながりやこれを形成するコミュニティの重要性を再認識し、地域の中で連携・協力して、学びを生かした地域活動への参画をとおして、よりよい地域社会の形成に努めます。

さらには、地域社会で育てた規範意識を子どもたちに伝えながら郷土奈義の発展を支えることができるような生涯学習活動の推進に努めます。

また、町文化センター等を中心に、多様な活動団体との連携・協働を進めるとともに、生涯に渡り必要な知識や情報を日常的に得られるよう図書館機能の充実を図るなど、生涯学習活動を支援する環境づくりを推進します。

(2) 文化創造活動の振興と文化財の保存活動

奈義町現代美術館、奈義町立図書館等の文化施設の利用促進や充実に努めるとともに、文化団体等の活動を支援することにより、町民の文化創造活動の振興を図ります。

新たな創造活動の活性化と地域のにぎわい創出を促進するよう、地域住民やまちづくりに取り組む団体、芸術家等との協働による文化の力を活用した地域づくりを推進するとともに、将来の地域文化の担い手を育成します。

(3) 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

すべての町民が、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加することができるよう、町民の豊かなスポーツライフの構築と気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出などに取り組みます。

また、奈義町スケートボード場など特徴ある地域資源を活用した交流を促進することにより、スポーツを核とした地域づくりにつながるよう、スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成を図るとともに、地域スポーツ活動の指導者や未来に羽ばたくアスリートの育成・支援を行います。

第7 計画の実現に向けて

本町が目指す教育や施策の方向等の実現に向けては、次の事項に留意しながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

1 教育施設の充実

0 から 5 歳児までの連続性のある保育と幼児教育を推進し、就学前教育の質の向上を図るため、幼保連携型認定こども園を整備します。また、耐震性能に課題がある中学校は、生徒の安全を確保するために建て替えるとともに、生徒の能力と可能性を最大限に引き出すことができ、将来の社会の変化にも柔軟に対応できる施設を整備します。

2 町民、ボランティア・NPO、企業等との協働

- 教育は、家庭や学校関係者はもとより、地域住民も子どもたちの成長にかかわる当事者として、共に子どもたちの教育に取り組んでいく必要があります。
- この計画の施策の推進に当たっては、家庭、地域住民、ボランティア・NPO、企業、教育関係団体など多様な主体と行政が、この計画における基本目標等を共有し、それに向かって力を合わせて活動する協働により、社会全体で教育に取り組む仕組みづくりを進めます。

3 関係部局、関係機関等との連携・協力

- 地域全体で学校教育を支援する体制づくりや学校・家庭・地域が連携した教育の推進など、この計画の施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、町全体として総合的に取り組むことが必要であり、町教育委員会、町の関係部局をはじめとする関係機関はもとより、近隣市町村、岡山県、国と相互に連携・協力を図りながら、効果的な取組の実施に当たります。
- また、教育基本法第16条第4項（※1）の規定を踏まえ、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じていくことが重要です。教育は、これからの奈義町を支える人材を育成するための重要な投資であるという視点に立ち、特に重点を置くべき取組については、関連部局との連携を図りながら、必要な予算の確保に努めます。

※1 教育基本法第16条第4項

（教育行政）

第16条1～3略

- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。